

---

令和3年 6 月 宇美町議会定例会会議録（第2日）

令和3年6月7日（月曜日）

---

提出された案件は次のとおり

- 日程第1 報告第1号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めること及び和解に関すること）
- 日程第2 同意第2号 宇美町教育委員会委員の任命について
- 日程第3 議案第26号 工事請負契約の締結について（令和3年度桜原小学校体育館外壁等改修工事）
- 日程第4 議案第27号 宇美町手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第28号 宇美町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第29号 押印見直しに伴う関係条例の整備に関する条例について
- 日程第7 議案第30号 令和3年度宇美町上水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第8 議案第31号 令和3年度宇美町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第9 発議第3号 薬物乱用防止に関する決議の提出について
- 日程第10 発議第4号 新型コロナウイルス感染症と闘う医療従事者等に対し敬意と感謝の意を表する決議の提出について

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 報告第1号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めること及び和解に関すること）
- 日程第2 同意第2号 宇美町教育委員会委員の任命について
- 日程第3 議案第26号 工事請負契約の締結について（令和3年度桜原小学校体育館外壁等改修工事）
- 日程第4 議案第27号 宇美町手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第28号 宇美町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第29号 押印見直しに伴う関係条例の整備に関する条例について
- 日程第7 議案第30号 令和3年度宇美町上水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第8 議案第31号 令和3年度宇美町一般会計補正予算（第3号）

日程第9 発議第3号 薬物乱用防止に関する決議の提出について

日程第10 発議第4号 新型コロナウイルス感染症と闘う医療従事者等に対し敬意と感謝の意を表する決議の提出について

---

出席議員（13名）

1番 丸山 康夫	2番 平野 龍彦
3番 安川 繁典	4番 藤木 泰
5番 入江 政行	6番 吉原 秀信
8番 黒川 悟	9番 脇田 義政
10番 小林 征男	11番 飛賀 貴夫
12番 白水 英至	13番 南里 正秀
14番 古賀ひろ子	

---

欠席議員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 安川 茂伸  
書記 太田 美和                      書記 中山 直子

---

説明のため出席した者の職氏名

町長 ……………	木原 忠	副町長 ……………	高場 英信
教育長 ……………	佐々木壮一朗	総務課長 ……………	佐伯 剛美
危機管理課長 ……………	藤木 義和	財政課長 ……………	中西 敏光
まちづくり課長 ……………	原田 和幸	税務課長 ……………	松田 博幸
会計課長 ……………	瓦田 浩一	住民課長 ……………	八島 勝行
健康福祉課長 ……………	尾上 靖子	環境農林課長 ……………	工藤 正人
管財課長 ……………	矢野 量久	都市整備課長 ……………	安川 忠行
上下水道課長 ……………	藤井 則昭	学校教育課長 ……………	川畑 廣典
社会教育課長 ……………	飯西 美咲	こどもみらい課長 ……………	太田 一男

---

10時00分開議

○議会事務局長（安川茂伸君） 起立願います。礼。おはようございます。着席願います。お手元

に本日の議事日程第2号をお配りしていますので、御確認を願います。

○議長（古賀ひろ子君） 改めまして、おはようございます。

本日の会議を開きます。

お諮りします。本日、投票による採決がありますが、9番、脇田議員の投票については、記載を自席で行い、事務局職員をして代理投函させたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 異議なしと認めます。したがって、9番、脇田議員の投票については、記載を自席で行い、事務局職員をして代理投函することに決定しました。

---

### 日程第1. 報告第1号

○議長（古賀ひろ子君） 日程第1、報告第1号 専決処分の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。提案理由の説明を求めます。安川都市整備課長。

○都市整備課長（安川忠行君） 失礼しました。報告第1号 専決処分の報告について、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。令和3年6月3日提出、宇美町長木原忠。

1枚めくっていただきまして、1ページをお願いいたします。

専決第1号、専決処分書、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分とする。

和解及び損害賠償の額を定めることについて。

1、和解及び損害賠償の相手方につきましては、記載のとおりでございます。

2、事故の概要、令和3年3月30日午後零時55分頃、相手方が町道下宇美8号線を自家用車で走行中、道路脇の雑木の枝に接触し、助手席側のフロントガラス及び車体に傷がついた。

3、損害賠償の額27万6,166円。

4、和解の内容、1、宇美町は相手方に対し、損害賠償の額、金27万6,166円の支払い義務があることを認める。2、宇美町は損害賠償の額、金27万6,166円を相手方が指定する預金口座に支払う。3、損害賠償の額のほか、本件に関し、宇美町及び相手方の間には互いに何ら債権債務のないことを確認する。

次のページをお願いいたします。2ページにおきましては位置図となっております。事故発生場所等の写真でございます。御確認をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

○議長（古賀ひろ子君） 報告が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

1番、丸山議員。

○1番(丸山康夫君) まずお伺いしたいのが、支払われた賠償金の原資、これはどこから出るようになりますか。回答を求めます。

○議長(古賀ひろ子君) 安川課長。

○都市整備課長(安川忠行君) 全額、町が加入してあります保険のほうで対応していきますので、町の持ち出しはございません。

○議長(古賀ひろ子君) 丸山議員。

○1番(丸山康夫君) 続きまして、この保険金、専決処分で行われて速やかに保険金が払われたと、これは非常にありがたかったかなというふうに思っておりますけれども、気になるのは、再発防止の取組。これをどのように取り組んでいくかということをお伺いしたいと思います。

ちょっと気になるのが、一例として、宇美町にはたくさん街路樹が植わっておりますね。桜並木等もあります。かなり枝が張っております、その下をトラックが通行する際には、天井にガシャガシャと枝が当たりながら、中には傷がついたというふうにおっしゃるようなドライバーの方もこれまでおられたんじゃないかなと思います。

こういった事故が再発しないように、原課としてはどのように取り組んでいこうと、その方針をお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

○議長(古賀ひろ子君) 安川課長。

○都市整備課長(安川忠行君) 町としましては、当然こういった時期はどんどん木が生い茂って通行に支障を来すというところがありますので、常日頃からそういうふうな確認はしておりますし、事前に気がつけば、なるべく早急に町のほうで処分をしているというところ。大きな雑木になりますと、町の職員なりとか対応できませんので業者に委託するというところになります。

あとそれと、公共施設からの雑木もありますけど、民家のほうの雑木とかいうのもあります。それにつきましても、その所有者の民家の方に切っていいか、切ってくださいというようなお願いもしていますし、基本的にそういった雑木によります事故が発生した場合、所有者の責任になりますよというところで、よその市町においてはホームページでそういった啓発をしているところもありますので、公共なり私有地なり、それについても同じようにホームページとかでも啓発を行いたいなというところで今検討しているところでございます。

○議長(古賀ひろ子君) ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(古賀ひろ子君) ないようです。質疑を終結します。

報告第1号 専決処分の報告についてを終結します。

---

## 日程第2. 同意第2号

○議長（古賀ひろ子君） 日程第2、同意第2号 宇美町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。川畑学校教育課長。

○学校教育課長（川畑廣典君） それでは、同意第2号 宇美町教育委員会委員の任命についてです。

宇美町教育委員会委員に次の者を任命する。令和3年6月3日提出、宇美町長木原忠。

住所、XXXXXXXXXX、氏名、橋本愛子、生年月日、XXXXXXXXXXであります。

提案理由ですが、宇美町教育委員会委員三徳屋典子氏の任期が、令和3年6月30日で満了することに伴い、後任として、橋本愛子氏を任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

参考としまして、参考資料1ページを御覧ください。橋本愛子氏の略歴をつけておりますので、御参照ください。

また、次のページ、参考資料2ページには、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の抜粋と現在の教育委員の名簿を掲げております。

教育委員の定数については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第3条で、教育長及び4人の委員となっております。それから、橋本愛子氏は、第4条第5項に規定があります保護者枠での任命としております。

任期でございますが、第5条において、委員の任期は4年であります。したがって、本日、橋本愛子氏の同意が得られましたら、任期は、令和3年7月1日から令和7年6月30日までの4年間となるものでございます。

以上で説明を終わります。御同意をいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子君） 説明が終わりましたので、採決に入ります。

この採決は無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（古賀ひろ子君） ただいまの出席議員数は12人です。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に6番、吉原議員及び8番、黒川議員を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

念のために申し上げます。本案に同意することに賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第84条の規定により「否」とみなすことにいたします。

[投票用紙配付]

○議長（古賀ひろ子君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（古賀ひろ子君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

[投票箱点検]

○議長（古賀ひろ子君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。議会事務局長が議席番号と議員名を読み上げますので、順番に投票をお願いいたします。

[事務局長点呼・議員投票]

.....

1 番	丸山 議員	2 番	平野 議員
3 番	安川 議員	4 番	藤木 議員
5 番	入江 議員	6 番	吉原 議員
8 番	黒川 議員	9 番	脇田 議員
10 番	小林 議員	11 番	飛賀 議員
12 番	白水 議員	13 番	南里 議員

.....

○議長（古賀ひろ子君） 投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（古賀ひろ子君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。6番、吉原議員及び8番、黒川議員、開票の立会いをお願いいたします。

[開票]

○議長（古賀ひろ子君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数12票、有効投票12票、無効投票ゼロ。有効投票のうち、賛成11票、反対1票。

以上のとおり賛成が多数です。したがって、同意第2号 宇美町教育委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定されました。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○議長（古賀ひろ子君） それから、橋本さんより御挨拶の発言申出があつておりますので、これを許可します。橋本さん、どうぞ。

○（橋本愛子君） このたび私は、町長の御任命と議会の御同意をいただき、7月1日付で宇美町教育委員会教育委員として就任することになりました。大変光栄に思いますとともに、その重責を考えますと身の引き締まる思いでございます。

現在、宇美町の子どもたちを取り巻く現状は、多くの課題を有しているだけに大変厳しいものがあり、それだけに教育行政への期待は大きく、求められることも多様化しております。それに応えるために、子どもたちの学びと生活などの実情を捉え、保護者、地域の皆様をはじめ関係機関との連携を深めながら、教育行政はこれまで以上に課題解決に向けて取り組んでいく必要があると考えております。

今後、私は、宇美町教育委員会教育委員としての職責を十分に踏まえ、学校教育、社会教育、子育て支援等の活動の場でできるだけ多くの方々と触れ合いながら、宇美町教育の充実と発展のために力を尽くしてまいりたいと存じます。どうぞよろしく願いいたします。

---

### 日程第3. 議案第26号

○議長（古賀ひろ子君） 日程第3、議案第26号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。川畑学校教育課長。

○学校教育課長（川畑廣典君） それでは、議案第26号 工事請負契約の締結について。

令和3年度桜原小学校体育館外壁等改修工事について、次のように工事請負契約を締結するものとする。令和3年6月3日提出、宇美町長木原忠。

1、工事箇所、福岡県糟屋郡宇美町桜原一丁目1番1号地内。

2、請負契約額、1億1,858万円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額1,078万円）。

3、工事請負人、福岡県糟屋郡宇美町桜原一丁目2番39号、株式会社岩堀工務店宇美営業所、営業所長内田登美雄。

提案理由ですが、令和3年度桜原小学校体育館外壁等改修工事を施行するため、令和3年5月20日に指名競争入札を執行し工事請負人を定めたが、その者と工事請負契約を締結するに当たり、宇美町議会の議決に付すべき契約条例第1条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

参考資料の1ページを御覧ください。

1、工事概要ですが、桜原小学校体育館は昭和58年1月に建築されており、建築後38年が

経過しております。今回の改修では、建築工事として、屋根、外壁、建具の改修のほか、体育館内部の床の研磨、ライン引き、また、渡り廊下の改修を行います。そのほか照明のLED化と内外部のトイレ改修も行う予定です。

別紙参考資料3ページを御覧ください。配置図をつけております。今回、体育館の玄関部分周りの吹きつけ材の一部にアスベストが含まれているということが判明しておりますので、アスベスト除去の工事を行うこととしております。

議案書に戻っていただきまして、2、予定価格、3、最低制限価格、4、落札率につきましては、記載のとおりとなっております。

5、工期については、契約の効力の発生の日から令和4年3月25日までを予定としております。

次の別紙参考資料2ページ。6、指名競争入札の参加者は、記載の6者となっております。

この工事の指名については、特定建設業の許可を有する町内業者3者に加えて、糟屋建設協会の会員の中から、今回の工事と同規模の工事实績がある3者を加えて、計6者での郵便型の指名競争入札を実施、5月25日に仮契約を行っているところでございます。

工期も長く大がかりな工事となりますので、契約締結後は、工事業者及び学校関係者と綿密な協議を行い、子どもたちの安全に最大限配慮をして工事を進めてまいりたいと考えております。

以上で説明を終わります。御審議の上、御議決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

1番、丸山議員。

○1番（丸山康夫君） 念願の体育館の工事が契約できるとあって、私、非常にうれしく思います。

1点気になるのがあるんですけども、学校開放の関係です。体育館工事が非常に長きにわたるわけなんですけれども、実際に学校開放、中断する期間というのは、いつぐらいからいつぐらいまでを想定しているのか。それに伴って代替の施設の提供、そういったところはどのように対処していくのか、回答を求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（古賀ひろ子君） 川畑課長。

○学校教育課長（川畑廣典君） 月数、それから、いつになるかという想定は、今のところちょっとありません。今からここで御議決いただきましたら、業者とその打合せをした上で、なるべく影響が出ない最小限の範囲にはしたいと思っております。それから、使えない時期が必ず出てきますので、その対応については、社会教育課と連携をして、なるべく迷惑がかからないように利用者の利用ができるような形で代替等も提案して問題解決していきたいと思っております。

○議長（古賀ひろ子君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕



○議長（古賀ひろ子君） ないようです。質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 討論なしと認めます。

これから議案第26号 工事請負契約の締結についてを採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子君） 起立全員であります。したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第4. 議案第27号

○議長（古賀ひろ子君） 日程第4、議案第27号 宇美町手数料条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。八島住民課長。

○住民課長（八島勝行君） それでは、議案第27号について御説明をいたします。

議案第27号 宇美町手数料条例の一部を改正する条例について。

上記の議案を別紙のとおり提出いたします。

提案理由につきましては、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が施行されることに伴い、所要の規定を整備する必要があるため、議会の議決を求めるものでございます。

お手元の資料の1ページが条例の改正分、2ページが新旧対照表、3ページが参考資料となっております。

初めに、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律について、議案に係る箇所について概要を御説明させていただきます。

3ページを御覧ください。

この法律は、デジタル社会の形成に関する様々な施策を実施するために、民法をはじめ多数の法律等を整備するものでございます。この法律の施行に伴いまして、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法でございますが、これの一部が改正されることとなっております。

資料は、その関係箇所を抜粋したものでございますが、まず、上段の枠内の第16条の2の改正によりまして、地方公共団体システム機構が個人番号カードを発行することが明確化されることと併せて、下段の枠内の第18条の2で、機構は個人番号カードの発行に係る事務に関し、そ

の機構が定める額の手数料を徴収することができること、及び徴収の事務を町に委託することができることとされました。

この改正によりまして、法の改正後は、機構が個人番号カードの発行に係る手数料を定めることとなるため、当町の手数料条例で定めております個人番号カードに係る手数料の規定を削除する必要が生じたものでございます。

それでは、改正の内容の御説明をいたします。1ページをお開きください。

改正の内容でございますが、宇美町手数料条例の別表第1中の個人番号カードの再交付に係る規定を削るものでございます。

次に、施行日でございますが、この条例は、法の施行日に合わせまして、令和3年9月1日から施行することとしております。

以上で説明を終わりますが、御審議の上、御議決いただきますようお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。——ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） ないようです。質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 討論なしと認めます。

これから議案第27号 宇美町手数料条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子君） 起立全員であります。したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第5. 議案第28号

○議長（古賀ひろ子君） 日程第5、議案第28号 宇美町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。佐伯総務課長。

○総務課長（佐伯剛美君） 失礼いたします。それでは、議案第28号 宇美町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

提案理由です。公務効率の維持、確保を実現するため、地方公務員法第28条第3項に基づく休職の効果について、所要の規定を整備する必要がございます。

それでは、1ページおめくりください。1ページ目には改正文を。ページをおめくりください。2ページ目には新旧対照表をつけております。説明につきましては、3ページに概要書をつけておりますので、こちらで説明したいと思っております。

まず、目的でございますが、地方公務員法第28条第3項、これに基づきまして、休職の効果について、文言の整理を行うものでございます。

この第28条第3項とは、職員の意に反する降任、免職、休職及び降給の手續及び効果は、法律に特別の定めがある場合を除くほか条例で定めなければならないと、法の中でこの定めがございます。

現条例につきましては、今現在どちらにでも解釈ができるような内容、また、それに基づき反対の解釈が発生するような文言。これがあるということで法律家のほうに見ていただきまして、これらの内容を曖昧さをなくすといったところで文言の整理を行うものであり、制度の内容自体が変わるものではございません。そういったところで、中段に四角囲みで、上記の四角囲みにつきましては現状の条例を、下段のほうには改正案をつけております。これにより説明をさせていただきます。

まず、第5条でございますが、法第28条第2項第1号の規定による休職の期間、これは心身の故障のことをいっております。3年を超えない範囲において、休養を要する程度に応じて任命権者が定めると、第1項ではこのような定めをしております。

次に、第2項につきましては、前項の規定により定めた休職期間が3年に満たないときは、その休職を発令した日から、それぞれ引き続き3年を超えない範囲内においてこれを更新することができるという内容になっております。この第2項の前段部分に関しましては、先ほどの第1項の内容を網羅している内容であり、非常にここの解釈が分かりにくい内容になっております。

次に、ただし書の部分でございますが、第7条の規定により——この第7条とは、復職のことを書いておるわけでございますが——復職を命ぜられた日から6か月以内に、再び心身の故障に該当する場合は、前の休職期間を通算するという内容になっております。これにつきましては、下段に例をつけておりますが、休職、復職、休職という流れで仮にあった場合、復職の期間が仮に6か月未満であった場合は、現状の条例では、これが通算されるという内容により、丸数字を打っておりますが、①足す②足す③というような形になるのが、現状の条例の内容になっておるわけでございます。

ただし、これも読み方次第ではどのようにでも解釈ができるというところを法律家のほうから指摘されておりますので、これらを明確にするのが今回の改正案になるわけでございます。

下段の四角囲みを御覧ください。第28条第2項第1号の規定による休職の期間は、任用期間中の3年を限度とするというものでございます。この任用期間中とは、新規で採用され定年退職

するまでの任用期間中に3年という形ではっきり言い切るものでございます。

第2項では、個々の申請による休職の期間は、その都度、休養を要する程度に応じて任命権者が定めるものというものでございまして、第3項では、個別の休職期間が累積して3年に達したときは、休職は終了し、任命権者は、累積3年を超えて休職を命じることはできない。個別の休職が前と異なる事由や傷病の場合にも同様とするという内容で、曖昧な部分を全て今回整理をし、あくまでも任用期間中の3年間は休職期間であるとするものでございます。

一番下段になりますが、施行日につきましては、公布の日を予定しております。

以上で説明を終わります。御審議の上、議決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

1番、丸山議員。

○1番（丸山康夫君） 3ページに、トータルで3年ということが書いてありますね。全員協議会のときでも私質問したんですけど、この3年というものをきちんと確認する作業というのが発生すると思います。つまり文書保存と密接に連携しているんじゃないかなと思っています。この文書保存、休職に関するものは、今どうなっていますか。きちんと永年保存になっているんですか。そうじゃなかったら確認できないと思うんですけど。現状をまず回答してください。

○議長（古賀ひろ子君） 佐伯課長。

○総務課長（佐伯剛美君） 失礼いたします。議員おっしゃるとおり、永年保存で保管しております。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） きちんと永年保存とされています。あと、この3ページの公布の日からということになっていますね。これまで、例えば2年間休職した職員がいるとしますね、例えばですよ。この公布の日以降に1年休みました。トータル3年になるんですけど、そういった場合の取扱いどうなるんですか。これ公布の日からとすると、まるっきりスタートは、この議決の日からということになると思うんですけど。その辺の取扱いをどう運用していくのか、回答してください。

○議長（古賀ひろ子君） 佐伯課長。

○総務課長（佐伯剛美君） 失礼いたします。これも先ほど私のほうから説明をいたしましたが、今回の条例の改正は内容を変えるものではない。あくまでも文言の整理を行い曖昧さをなくすというものでございまして、これまで休職を取ったことがある者に関しては、今本庁の中で8名おります。8名の者に関しましては、全て累積されるものであり、公布の日以後のものに関しても、これからの累積にそれが加算されると。ルール自体は何も変わっていません。今回は、曖昧な部分の解釈をなくすというのが、我々の行っている作業でございます。そういったところで御理解

していただけたらと思います。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） 今8人とおっしゃいましたけれども、この内訳知りたいんですよ。2年以上今までに休んだ方が何人ぐらいおられるんですか。そこだけで結構ですから、回答していただけませんか。

○議長（古賀ひろ子君） 佐伯課長。

○総務課長（佐伯剛美君） 2年以上休んでいる職員は3名ございます。

○議長（古賀ひろ子君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） ないようです。質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 討論なしと認めます。

これから議案第28号 宇美町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子君） 起立全員であります。したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第6 議案第29号

○議長（古賀ひろ子君） 日程第6、議案第29号 押印見直しに伴う関係条例の整備に関する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。佐伯総務課長。

○総務課長（佐伯剛美君） 失礼いたします。議案第29号でございます。押印見直しに伴う関係条例の整備に関する条例についてでございます。

提案理由です。町民の利便性向上のため行政手続における押印について、所要の規定を整備する必要があるため、議会の議決を求めるものでございます。

今回の条例の改正に関しましては、内閣府のほうからデジタル化がこれから進むということで、これまでの書面主義、それと押印の原則、それと対面主義、これらの決別を行うと、これは政府のほうに申しておるわけでございますが、これらが今後喫緊の課題になってくるというものでござ

ざいまして、これらの中で、今押印主義のものを今回全て——全てではございません、一部残りますが、基本的にはなくしていく方向で調整をするものでございます。

ページをおめくりください。1ページには、改正文をつけております。今、本町の条例の中でこの押印の規定がされているものが4つございます。この4つの条例を今回の一部改正を行う条例の中で変更していくものでございます。

ページをおめくりください。説明につきましては、2ページからの新旧対照表で説明をしていきたいと思っております。縦横になりますが申し訳ございません、よろしくお願いいたします。

まず、第1条関係でございますが、宇美町職員のサービスの宣誓に関する新旧対照表でございます。現行が右、改正案が左になりますが、四角囲みをしてありますが、宣誓書の中に氏名の横に押印をつく欄、それと平成という言葉が入っておりますので、今回併せて改正をするものでございます。

ページをおめくりください。第2条関係でございます。宇美町林道の設置及び管理条例の新旧対照表でございます。これも様式の中に林道使用許可申請書の中に氏名の横に押印の欄がございます。これを今回削るものでございます。

ページをおめくりください。4ページになりますが、同じく林道占用許可申請書になります。これに関しましても、申請者の欄に押印の欄がございますので、これを今回削るものでございます。

ページをおめくりください。5ページになります。宇美町消防団員の定数、任免、給与、服務等に関する条例でございます。現行第4条に宣誓書がございます。ここに団員氏名の横に押印の欄がございます。これを今回削るものでございます。

次、6ページをお開きください。宇美町固定資産評価審査委員会条例についてでございます。これに関しましては、第4条の第4項につきまして、下線を引いておりますが、現行でございます審査申出書には、審査申出人が押印をしなければならないという内容になっておりますが、今回これを削るものでございます。

また、第8条の第5項に、「前項の口述書には、次に掲げる事項を記載し、提出者がこれに署名押印しなければならない」という文言がございます。これを改正案の中では記載しなければならないということで押印という言葉は削るものでございます。

すみません、1ページにお戻りください。附則が一番下段に書かれておりますが、この条例に関しましては、令和3年7月1日から施行するということで用意をしているところでございます。

以上で説明を終わります。御審議の上、議決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（古賀ひろ子君） ないようです。質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（古賀ひろ子君） 討論なしと認めます。

これから議案第29号 押印見直しに伴う関係条例の整備に関する条例についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（古賀ひろ子君） 起立全員であります。したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第7. 議案第30号

○議長（古賀ひろ子君） 日程第7、議案第30号 令和3年度宇美町上水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。藤井上下水道課長。

○上下水道課長（藤井則昭君） それでは、議案第30号 令和3年度宇美町上水道事業会計補正予算（第1号）について御説明をいたします。

予算書の1ページをお願いいたします。

今回の補正予算は、水道基本料金の減免に伴う補正を行うものでございます。第2条で収益的収支の収入において、既決予定額7億9,709万円を49万5,000円増額補正して7億9,758万5,000円に、支出で既決予定額7億5,435万7,000円を49万5,000円増額補正して7億5,485万2,000円とするものでございます。

また3条で他会計からの補助金について定めております。

予算書の4ページ、5ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出の収入におきまして、1款水道事業収益1項営業収益1目給水収益5,776万7,000円の減額は、水道基本料金を3か月分減免することにより減額補正を行うものでございます。

2項営業外収益2目補助金5,826万2,000円の増額は、水道料金減免に伴う減収分を一般会計より補填するための補正でございます。

支出に移りまして、1款水道事業費用1項営業費用3目総係費16節委託料49万5,000円

は、水道料金システムの改修業務委託料を増額補正するものでございます。

今回の補正予算により今年度の収支は3,723万円余の純利益が見込まれ、今年度末の資金残高は3億6,403万円余となる見込みでございます。

以上で、説明を終わりますが、御審議いただき議決いただきますようお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑の方法についてお諮りします。収益的収入及び支出を一括審査いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 異議なしと認めます。

質疑のある方はページ数をお示しの上、質疑をお願いします。質疑のある方はどうぞ。

1番、丸山議員。

○1番（丸山康夫君） この原案に対して、私は大賛成です。これ、最初に申し上げたいと思います。それに関して、確か3月議会だったと思いますけどね、こういった水道料金の減免、このコロナ禍で町民の方々、非常に苦しい思いをされている。そして水道っていうのは大まか、98%以上の方々が使っておられます。非常に平等で生活支援をするにはもってこいだということをずっと言ってまいりました。しかし、3月の段階で、課長は明確に否定されてたんですよ、やりませんと。それが一転、私は6月議会でこれはしっかりまた議論すべきだろうと思ってたら、こういった原案が出てきて、私、非常にうれしく思ってるんですけど、ここに至った経緯っていうものをもうちょっと詳しく教えていただけますか。どのように心情が変化していったのか、町でどのように方針転換をしていったのか、そこを知りたいんですけど、回答していただけますか、お願いします。

○議長（古賀ひろ子君） 藤井課長。

○上下水道課長（藤井則昭君） 失礼します。

3月の当初予算の審議のときですか、私が恐らく、初めの質問で予定はしてない、減免の予定はしてないということでお答えをしてます。その後に別の議員さんから恐らく質問がございまして、国庫補助金が充当先が余れば、その水道のほうに減免してもいいんじゃないかというように、多分、そういった答弁をしてると思います。

そこで、3月議会が終わりまして、担当課に相談しまして、充当先がなければ基本料金の水道のほうの減免のほうに充てることができないという相談をした過程があります。その中で、後は、最終的には水道料金の減免に至ったということになります。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。



○1番（丸山康夫君） 水道料金減免、本当にありがたい話なんですけど、これによってどのような効果が得られるとお考えですか、回答してください。

○議長（古賀ひろ子君） 藤井課長。

○上下水道課長（藤井則昭君） この場合、どういう効果があるかというのは、あくまでも推測ですけども、経済効果があるんじゃないかというふうに思っております。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） ほかにありませんか。

5番、入江議員。

○5番（入江政行君） 今、丸山議員と同じような質問なんですけど、私も数回、これ水道料金減免せれと、そのときに、やはりかたくなに拒まれました。その理由が、ほかの水道が来てない、ほかの住民の方との不公平感があるとしきりに言われてました。ちゅうことは、これ、6月にされるんだけど、その不公平感がなくなったという解釈でいいんですか。本当、これは住民にとって本当ありがたいことなんですよ、その不公平感がどのように取り除かれたのか、同じような質問なんですけど答えていただけますか。

○議長（古賀ひろ子君） 藤井課長。

○上下水道課長（藤井則昭君） 今回は、貴船五丁目地区の給水が今月改修になりますので、今回は減免については貴船五丁目地区を含んだところで減免を行いますので、それから行くと対象者が増えたということになります。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） 入江議員。

○5番（入江政行君） いやいや、水道を使われない、例えば仮に井戸水を使ってあるとことの不公平感があるって答えされたんですよ。そういうところが取り除かれたということで解釈していいんですか。

○議長（古賀ひろ子君） 原田まちづくり課長。

○まちづくり課長（原田和幸君） 失礼いたします。

この水道料金の減免に関しましては、この原資として新型コロナウイルス感染症対応の地方創生臨時交付金を充当します関係で、私のほうから回答させていただきたいというふうに思います。

この水道料金の減免に関しましては、当初からいろんなお話があったものと思いますけれども、今、上下水道課長が答弁いたしましたように、今回、貴船五丁目地区における供用開始に合わせて減免を決定したものでございます。しかしながら、全ての家庭に水道は引かれていない、中には井戸水を使ってある御家庭もありますので、こういった家庭に対する支援はどうするのかということで、これについても協議を行いまして、これについては減免額に相当するものを、ごみ袋

を支給させていただきたいというふうに思っています。このことについては今後、議決をいただきましたら7月の広報等で広く町民の方々にお知らせをいたしまして、減免の対象にならない御家庭については申し出をいただきましたら窓口等のほうで申請をいただきまして、その都度ごみ袋のほうを、減免額に相当するものをお渡ししたいと思っています。これは一般家庭に限らず事業所についても同様な取り扱いとさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（古賀ひろ子君） ほかにはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） ないようです。質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 討論なしと認めます。

これから議案第30号 令和3年度宇美町上水道事業会計補正予算（第1号）を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子君） 起立全員であります。したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

ただいまから11時5分まで休憩に入ります。

10時54分休憩

.....

11時05分再開

○議長（古賀ひろ子君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

### 日程第8. 議案第31号

○議長（古賀ひろ子君） 日程第8、議案第31号 令和3年度宇美町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。中西財政課長。

○財政課長（中西敏光君） 失礼します。それでは、議案第31号 令和3年度宇美町一般会計補正予算（第3号）の説明をさせていただきます。

予算書の1ページをお開き願います。

令和3年度宇美町一般会計補正予算（第3号）は、歳入歳出それぞれ1億6,210万6,000円を追加し、予算総額を122億1,374万7,000円とするものでございます。

第2条で債務負担行為の補正、第3条で地方債の補正を併せて提案をいたしております。

それでは、歳出から説明をさせていただきます。

資料につきましては、6月議会議案資料綴、一般会計補正予算（第3号）事業一覧表を御参照ください。

予算書20ページ、21ページをお願いいたします。

1款議会費1項議会費1目議会費の議会運営経費では、今後の議会運営補助のため会計年度任用職員報酬14万4,000円を増額しています。

22、23ページをお願いいたします。

2款総務費1項総務管理費5目財産管理費の庁舎維持管理費では、庁舎本館3階第一委員会室の空調機器更新により、空調機器取替工事請負費170万5,000円を計上しています。

24、25ページをお願いいたします。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費の社会福祉事業費は、社会福祉法人宇美町社会福祉協議会の助成に関する条例等に基づき、社会福祉協議会補助金342万7,000円を計上しています。

次の国民年金事務経費は、新型コロナウイルス感染症の影響等により、国民年金への加入や、国民年金保険料の免除の相談、申請及びその他関係事務の増加により、会計年度任用職員報酬を121万8,000円、費用弁償4万円を増額しています。

2項児童福祉費1目児童福祉総務費の低所得の子育て世帯生活支援特別給付金支給事業費は、国の新型コロナウイルス感染症による緊急支援策として低所得の子育て世帯に対して、児童1人当たり5万円を支給するもので、主に宇美町が実施主体となるひとり親以外の世帯に対する関係経費として、会計年度任用職員報酬206万2,000円、職員の時間外勤務手当40万円、需用費、消耗品費では、印刷用トナー、その他事務用品として35万6,000円、案内、申請書等封筒印刷製本費として16万1,000円、郵便料として52万1,000円、振込手数料6万6,000円を計上し、26、27ページをお願いします。電算システム改修業務委託料258万5,000円、18節負担金、補助及び交付金では、低所得の子育て世帯生活支援特別給付金5,400万円を計上しています。なお、この事業につきましては、国の100%負担となっております。

28、29ページをお願いいたします。

4款衛生費1項保健衛生費3目予防費の新型コロナウイルスワクチン接種事業費は、国が示すワクチン接種計画に基づき接種体制の確保及び職員人件費の補正を行うもので、職員の時間外勤務手当210万2,000円、管理職員特別勤務手当38万4,000円、国のワクチン接種記録システムと宇美町の健康管理システムとの接種者情報の連携を行い、円滑な接種者情報の把握を

行うため、電算関係業務委託料97万9,000円を増額、ディープフリーザーの個別医療機関への設置に伴い、フリーザー専用コンセント工事請負費110万9,000円及びディープフリーザー購入費として、保健衛生備品購入費555万9,000円を増額しております。この事業も国の100%補助となっております。

6目上水道費の上水道事業会計繰出金は、新型コロナウイルス感染症での緊急事態宣言の発出を受け、町民生活における経済的影響を踏まえ、上水道料金の基本料金3か月分が減免されるため、上水道事業会計繰出金5,826万2,000円を計上しております。この経費は地方創生臨時交付金を活用いたします。

30、31ページをお願いいたします。

8款土木費2項道路橋りょう費2目道路橋りょう維持費の道路橋りょう維持管理費は、町道炭焼～新田原線狭あい道路事業において、一部地権者の同意が得られたため、分筆測量業務委託料53万円、鑑定業務委託料40万円を増額しております。また、社会資本整備総合交付金の内定に伴い、町道若草団地2号線道路側溝改良工事に伴う測量設計業務委託料700万円を計上しています。次の橋りょう調査・補修設計業務委託料は、令和2年度に実施した橋梁点検の結果により、上戸樋橋の調査補修設計が必要となったため334万円を計上しています。

橋りょう維持補修工事請負費334万円の減額は、先ほどの上戸樋橋調査・補修設計を実施することに伴い、道路メンテナンス事業費補助金の事業費に合わせるため334万円を減額しております。次の土地購入費117万円の増額は、町道炭焼～新田原線狭あい道路用地購入費として計上しています。

5項都市計画費5目公園費の公園管理・整備事業費、公園管理業務委託料は、一本松公園の利用者増加に伴い繁忙期である夏季期間の適正な利用や、衛生的環境を保持するため、警備員の配置を含めた業務委託料168万1,000円を増額、公園駐車場ゲート維持管理業務委託料は、一本松公園駐車場ゲート設置に伴い、機器費用及び運営管理、保守管理業務を5か年契約で委託するもので、本年度分の業務委託料360万円を計上しています。

32、33ページをお願いいたします。

9款消防費1項消防費4目防災対策費の防災対策事業費は、職員の人事異動に伴い、無線従事者養成課程講習負担金4万6,000円を計上しています。宇美町木造戸建て住宅耐震改修工事費補助金は、4月に1件の申請があり、今後の申請に備えるため2件分として60万円を増額しています。ブロック塀等撤去費補助金は、福岡県ブロック塀撤去促進事業補助金交付要綱の改正に準じて、本町交付要綱を改正したため25万5,000円を増額しています。

34、35ページをお願いいたします。

10款教育費1項教育総務費1目教育委員会費の教育委員会運営経費は、宇美町教育委員1名

の退職に伴い、退職者記念品として5,000円を計上しています。

2項小学校費1目学校管理費の学校管理関係経費は、昨年度、各小学校職員室に大型液晶テレビを設置し研修や会議等で活用していますが、情報機器端末等を有線で接続しているため、活用に制限が生じており、無線で接続できる環境を構築するため、端末画面送受信装置等購入費として21万6,000円を計上しております。

次の3項中学校費1目学校管理費の学校管理関係経費も小学校費と同じく端末画面送受信装置等購入費として13万円を計上しております。

6項社会教育費4目公民館費の中央公民館・住民福祉センター管理費の修繕料は、中央公民館の非常用照明装置修繕及び緊急修繕対応として69万6,000円を増額しています。

次の委託料は、宇美町公共施設再配置計画に基づき、宇美町立中央公民館及び宇美町住民福祉センターの外壁・防水改修工事を実施するに当たり、設計業務委託料953万1,000円を計上しています。

36、37ページをお願いします。

7項保健体育費2目体育施設費の宇美南町民センター管理費、修繕料は南町民センターのガスメーター等取替修繕として19万円を計上しております。武道館管理費、修繕料は武道館の消防設備修繕として20万9,000円を計上しております。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。

14ページ、15ページをお願いいたします。

14款国庫支出金の1項国庫負担金1目民生費国庫負担金の臨時特別給付金負担金は、国の新型コロナウイルス感染症による緊急支援策に伴う国庫負担金で、低所得の子育て世帯生活支援特別給付金負担金（ひとり親）は、福岡県が実施主体であります。職員の時間外勤務手当及び対象者への案内通知等郵便料が発生するため11万4,000円を計上し、町が実施主体となる低所得の子育て世帯生活支援特別給付金負担金（ひとり親以外）6,081万1,000円を計上しております。この事業は国の100%負担となります。

2項国庫補助金1目土木費国庫補助金、社会資本整備総合交付金は、町道炭焼～新田原線狭あい道路整備等促進事業交付金105万円を増額しており、国の50%補助となっております。

防災・安全社会資本整備交付金は、町道若草団地2号線道路側溝改良事業に伴う道路補修事業交付金350万円を計上しており、国の50%補助となっております。

2目総務費国庫補助金の地方創生臨時交付金は、本補正予算に計上しています交付金対象費分として5,826万2,000円を増額しており、国の100%補助となっております。

4目衛生費国庫補助金は、国が示すワクチン接種計画に基づく接種体制確保に伴い、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金1,013万3,000円を増額しており、国の

100%補助となっております。

8目消防費国庫補助金、防災・安全社会資本整備交付金は、ブロック塀等撤去費補助事業交付金で15万5,000円を増額しており、国の50%補助となっております。

16、17ページをお願いいたします。

15款県支出金2項県補助金7目消防費県補助金、木造戸建て住宅耐震改修促進事業費補助金60万円の増額は、歳出の防災対策事業費で計上しています宇美町木造戸建て住宅耐震改修工事費補助金に対する県からの補助金で、100%の補助となっております。建築物地震対策事業補助金5万円の増額は、同じく防災対策事業費で計上していますブロック塀等撤去費補助金に対する県からの補助金で、25%の補助となっております。

19款繰越金1項繰越金1目繰越金の前年度繰越金は、本補正予算の収支不足額の財源とするため1,533万1,000円を増額しています。

21款町債1項町債1目土木債の公共事業等債は、町道若草団地2号線道路側溝改良事業に伴い道路補修事業310万円を計上し、町道炭焼～新田原線狭あい道路整備等促進事業50万円を増額しています。

8目教育債、公共施設等適正管理推進事業債は、中央公民館及び住民福祉センター外壁・防水改修事業に伴い850万円を計上しています。

次に、4ページをお願いいたします。

第2表債務負担行為補正では、追加2件の提案を行うもので、1件目は粕屋南部消防組合負担金（令和2年度同意債償還分）、期間を令和4年度から令和7年度まで、限度額を1,026万8,000円。2件目は一本松公園駐車場ゲート運営保守管理業務委託、期間を令和4年度から令和8年度まで、限度額を3,240万円とするものです。

5ページをお願いいたします。

第3表地方債補正では、1、変更はいずれも限度額の変更で、公共事業等債1億1,680万円を1億2,040万円に、公共施設等適正管理推進事業債1億150万円を1億1,000万円にそれぞれ変更するものです。

最後に、予算書の最後38、39ページに、今回の補正に係る給与費明細書を掲載しております。御参照ください。

以上で説明を終わりますが、御審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑の方法についてお諮りします。歳入歳出を一括審査いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 異議なしと認めます。

質疑のある方は、ページ数をお示しの上、質疑をお願いします。質疑のある方はどうぞ。1番、丸山議員。

○1番（丸山康夫君） それでは、幾つかあるんですけど、29ページです。

まずは上水道事業会計繰出金5,826万2,000円についてお伺いします。

先ほど、私、上下水道課長に、これを行うことによって、どのような効果があるのかお聞きしました。回答は「経済的な効果があります」と一言だけ言われましたけれども、たったそれだけかいと実は思ったんです。

私は担当の課長にお伺いします。これを行うことによって、どのような効果があるとお考えですか。いろんな効果があると思います。そこをまずお聞きしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（古賀ひろ子君） 原田まちづくり課長。

○まちづくり課長（原田和幸君） それでは、まちづくり課のほうから回答させていただきます。

先ほど申しあげましたように、この繰出金については新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用させていただきます。この水道料の減免に至るに当たりましては、これまで何度も上下水道課のほうともお話をする中で、ようやく決定になったわけでございますけれども、今回、この決定に至るまでの中には、やはり新型コロナウイルス感染症の終息の見通しが立たないという中で、福岡県においても緊急事態宣言が発出されたということが大きな要因となっております。

そうした中で、家庭での生活を余儀なくされている方々、またなかなかお店を開けることができない事業者の方々が数多くいらっしゃる中で、町民の方に対して満遍なくというか、行き届くような支援策はないものかということでもとどり着いたのが、この上水道の減免でございました。

今回、この実施をすることによりまして、一般家庭並びに事業者の支援を行いまして、まずは経済的な支援を行うということが何よりでございますし、そうした中で、またコロナの終息の後に、また次につながるような支援につながっていければというふうに思っています。

もちろん私どものこのコロナの対策については、この上水道の減免だけではございませんので、今後予定しております事業と踏まえて、また残る交付金の活用についても、しっかり住民の方々に求められるものが適切な時期に実施ができるように対応してまいりたいというふうに思っているところでございます。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） そうなんです。今、おっしゃったとおり、住民の方々が求めているもの、

それを随時、いつも頭に入れてやっていただくというのは非常に大事になってくるというふうに思います。

まだ、これは交付金を使った支援ということだけを見たら、こういった上水道に交付金を活用して減免できたというのは、私は本当にありがたいと思っているんですけども、それは宇美町、昨年から経済状況というか財政状況もかなり改善してきます。交付金に頼らない独自の支援というの、これから考えていかなくちゃいけないなと思っていますけれども、そういったところは考えてありますか。どうでしょう。

交付金はもちろん、あと数千万円が残っているんですけどね。それ以外に、それだけに頼らないということも、今後、視野に入れて考えていかなければならないと私は思っています。どのように考えてありますか。将来の見通しも含めて回答を求めたいと思います。

○議長（古賀ひろ子君） 中西財政課長。

○財政課長（中西敏光君） それでは、まず財政課のほうから答弁させていただきますが、まず新型コロナウイルスの感染拡大の影響が長期化しており、やはり中小企業、また住民の方々も深刻な状況であるということは認識をしております。

コロナ禍によりまして、経済活動の落ち込みとか、そういったところはやはり認識しているところでございます。それで、やはり当町の支援をどうしていくかということになりますと、やはり財政調整基金というようなところになってくるかと思えます。

ただ、この財政調整基金につきましては、議員の御承知のとおり、やはりこれからの災害対策、それとか公共施設の再配置問題、それと扶助費の増大、そういったところで、やはりある程度一定額は確保する必要があるかとは思っております。

しかしながら、今後の新型コロナウイルス感染症の拡大状況を見据えて、そういったところで財政調整基金を利用、使用するというようなことが発生すれば、これはもう上司の判断になるかとは思いますが、そういったところも必要になってくるのではなかろうかというふうには思っております。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） ぜひ柔軟に対応していかなきゃいけないと。それと、即効性のあるもの、そういったところもしっかり踏まえて、今後やっていただけたらなと思っております。

次の質問に移りたいと思いますけれども、その上です。新型コロナワクチン接種事業、これは時間外手当で210万円ほど計上されております。ワクチン推進室が設置されまして、これまで準備万端やってこられたと。本当に職員の方には頭が下がる思いです。この時期に210万円という時間外を計上している。それだけ激務だったんじゃないかなというふうに思っています。



今回、対策本部と格上げされてやってこられました。そういった中で、先日、ニュース23という報道番組ですね、全国ネットの報道番組で宇美町のワクチン接種というものが取り上げられましたね。高速大名行列とこういうふうにならぬで宇美町の名前がこういうふうな形で出て、私は実は本当にうれしく思っておりました。

そういったことも私がフェイスブックでちょっと上げたら、住民の方から御意見も頂きました。「この高速大名行列接種をやっているのは、この先生だけと聞いたんですけど」と。「どうなっているんですか」というようなお問合せがありまして、「そのことも今度議会がありますから聞いてみますね」ということもお伝えしていたんですけども。

非常に評価されるべきじゃないかなと思っています。高齢者の方々が会場に来て、ストレスなく接種を受けていただける。医者が動いて、高齢者の方々が順に席をどんどん前に行って変わっていくじゃなくて、お医者さんが機材を携えて高齢者のもとをどんどん回っていく。非常にスピードも早いと。聞いたところによると、普通のやり方の10倍ぐらいの早さも確保できるようなこともおっしゃいましたけれども。

まず、その高速大名行列、せっかくこれだけ報道されましたけれども、本部としてはどのように考えてありますか。今、各地の自治体で宇美町の方式をまねようとするようなこともあったけど。

まず、そこ。接種のやり方。この先生だけ、一人だけのやり方で済ませるのか。あるいはほかの先生方にもお願いしてやっていくのか。そのあたりどのように考えてありますか。まず、ここをお聞きしたいと思いますけど、いかがでしょう。

○議長（古賀ひろ子君） 佐伯総務課長。

○総務課長（佐伯剛美君） 失礼いたします。6月1日から推進本部になっておりますので、副本部長の私のほうから回答させていただきたいと思っております。マスコミ等でかなり取り上げていただいております。また、全国放送でも幾つかの局が取り上げていただき、私も関東の友人とかから宇美町やるじゃんみたいなお言葉を頂いたりしております。

まず、議員はおっしゃられる、この高速による大名行列的なやり方、宇美町に関しては、このやり方を黒田先生、フリーランスのドクターなんですけれども、この先生は救急医療に非常にたけておられまして、ドクターヘリとかにも乗ってあります。ということで、非常にその救急医療、いわゆるERにたけた先生であるというのが1つ。

それと、フリーランスの先生でございますので、医師会等には加盟されておられません。このやり方に関しても賛否両論ございます。ただ、宇美町に関しては町長も記者会見等々でもお話をされたんですけども、4つの方法で、今、宇美町の住民の方に広くこの接種を進めていくやり方をやっております。

そのうちの1つが、今、議員がおっしゃられたこの高速のやり方、被接種者の方たちが座って動かなくていいですよと、ドクターたちが動きますというやり方ですけれども、それ以外にも当然従前からやられている南町民センター方式と我々は言うておりますが、通常のやり方ですね。被接種者の方たちに動いていただいて、問診・予診をしっかりしていただいて、接種をするというやり方。それと、施設のほうに出向きまして、施設で行う施設接種。それと、個別医療機関で行う個人接種。この4つのやり方で、今、進めております。

テレビでスクープされているのが、その高速接種のところばかりなんですけれども、実は宇美町の、今、接種の一番進んでいるところは8割ぐらいなんですけれども、基本的には個別接種、それぞれの医療機関で打っていただいている接種が全体の8割を占めております。うち2割のうちの幾ばくかが、その黒田先生方式のところ、マスコミがここにちょっと食いついているから、これがものすごく進んでいるように取られがちなんですけれども、このやり方も含めて、4つのやり方で宇美町は進めているというところでございます。

これも全国的に賛否両論ございます。私たちもこのやり方だけが全てだとは思っておりませんし、町の医師会の先生方も一日にそれぞれの個別医療機関で受けられる人数は、やっぱり20人が限界。大きな病院でも40人とかその程度しか、やっぱり受けることができない。ただ、毎日毎日行うことで週当たりの回数を稼いでいるというのが、その8割ぐらいの量になっているわけでございますが。

いずれにしても、自分のかかりつけであるその患者さんたちを早く打たせるためには、やはり集団接種のほうに回さないといけない。ということで、自分のそういうかかりつけの患者さんたちを集団接種会場に回すために、問診であったり予診であったり、そういったものにも協力を、今、町の医師会の先生たちも行っております。

ということで、黒田先生のその住民福祉センター方式ですね、このやり方ばかりがとてもピックアップされていますけれども、そこに至る宇美町の町の医師会の先生たちの後方支援、この部分があつての宇美町方式であるという形で認識していただいたらいいかなと思っておりますが、NHKはこの言い方を非常にやってくれたんですけれども、民放はその部分が割愛されているからですね。どうしても何かこのやり方ばかりでやったほうが、すごく進むんじゃないのかというような、ちょっと誤解が生じておりますけれども。

先ほども申し上げましたが、個別医療機関が全体の8割であるというところで、やはり町の医師会へのドクターたちの非常に献身的な御尽力により、今の宇美町のこのワクチン接種が進んでいるというところでございますので、御理解していただけたらと思います。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） そうなんです。宇美町の特徴というのは、やはり11の個人病院ですね。病院で個別接種が行われている。これだけお医者さんにきちんと協力していただいている町も少ないんじゃないかなというふうに思って、そこも大変評価に値するんじゃないかなと思っています。

ただ、これまで高齢者のワクチン接種、問題がなかったわけではないだろうと私は思っています。特に予約段階ですね。私も最初はコールセンターに電話すれば予約ができるよと思っています。

ただ、もう蓋を開けてみれば、初日に数万件電話が殺到して、電話が通じなかったと。高齢者の方々が予約をするのにスマホを使えないとか、そういった方々もたくさんおられたかなと思っています。

このニュース23で併せて紹介されたのが太宰府方式です。予約の中で中学生とか、そういった子たちがスマホを扱えますよと。高齢者の予約のサポートをやるとか、そういったことも報道されて、おお、隣の町同士で全国ネットで報道されるのはすごいなというのも感心していたわけなんですけれども。

これは、本部長にぜひお答えいただきたいと思います。現状の高齢者のワクチン接種に関わる中で、どのような課題が山積しているのか。その辺をどう掌握してあるのか。そこを回答していただませんか。お願いします。

○議長（古賀ひろ子君） 高場副町長。

○副町長（高場英信君） 高齢者につきましては、基本的に7月末までに、いわゆる希望者についてはワクチンを完成させようという目標の下に、今、頑張っております。現状からすると、ワクチンのほうもおおよそ希望数が入る見込みが立っておりますので、ある意味、高齢者については、大きな問題というのは今のところないのではないかなというふうに思っております。

それよりも、いわゆる今後、その職域とか、それからいろんなエッセンシャルワーカーですか、そういったもの。これを8月以降どういうふうに持っていくかというのが、当面の。

もう1つは、いわゆる前回の全協でもありましたけれども、いわゆる第一線で働く職員、そういったものがいわゆる危機管理上、このワクチン接種というのが滞りなくできるように、そういったものがまず本部としての責務が大きくなるのではないかなというふうに思っております。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） 今、高齢者に関しては、課題がほとんど見当たらないと言われたんですけど、私の元には予約のやり方が分からないと。スマホは使えないんだけどどうしたらいいのか。電話をかけてもなかなかつながらないんですよという声がたくさん寄せられたんです。

だから、あえてさっき太宰府のやり方はこんなやり方をやっていますよ。予約に中学生がサ

ポートしてあげて、ラインとかホームページの予約、そういったことをやってくれているよということをあえて言ったんですけど。本当に課題はないんですか。私の元にはかなり声は聞こえていましたけれども。予約のところは本当にスムーズにいつているんですか。待ち時間はないんですか。電話の予約の待ち時間とか、スムーズに、今、つながっているんですか。どのように把握してあるんですか、その辺は。回答してください。

○議長（古賀ひろ子君） 高場副町長。

○副町長（高場英信君） 現実的には、いわゆるこの間の4日も予約枠を開放しましたけれども、基本的には予約については、数的に言えばそれなりの予約数というのができております。

いわゆる電話予約、コールセンターへの電話予約につきましても、確かにそれはつながりにくいというのは現実的にあります。ただ、そこでコールセンターのいわゆる回線数を増やしましたけれども、いわゆる例えば総数、何千人のうちの5回線を10回線に増やしたからといって、これが劇的に改善するものではないというふうに思っております。

大きな広報というところまではしておりませんが、いわゆる相談者に対するそのラインとか、そういうウェブに対する援助といいますか、そういったものも設けたこともありますけれども、基本的には予約の数字そのものは順調に埋まっていつているというふうに思っております。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） もう最後にしますけど、高齢者の予約、こういったところで、やはりスマホを使いづらいとか、なかなかコンピューターを使えない、そういった人たちに対するサポート体制とか広報活動とか、あるいは何らかの太宰府みたいな形で具体的な策を示したりとかという、そういったお考えはないんですか。

悲鳴が実際に聞こえているように私は感じるんですけども、やらないんですかね。やるような考えはないとお答えされるんですか。どうなんでしょう、そこ。私はその辺のサポートというのが、やはりもうちょっとあっていいんじゃないかなというふうに考えています。どうでしょう。お願いします。

○議長（古賀ひろ子君） 佐伯総務課長。

○総務課長（佐伯剛美君） 失礼いたします。太宰府の内容は私も報道のほうを見ております。新聞等でもちょっと一部載っていたと思います。中学生が高齢者のお手伝いをする的なそういう指導を学校でされているとかいうようなことが主だったと思うんですが。

実は太宰府市と宇美町のこの接種に関する受付のスタート時期が大きく違います。私どもが1か月前に経験したことを、今、太宰府が経験しているという状況です。先ほど来本部長である副町長のほうから回答がありますように、今現在、実は毎日ですけれども、委託先の業者のほうから、本日の受付件数はどれだけでした、1件に対する時間はどれだけでした、待ち時間はどれ

だけでしたという報告が毎日されております。

ちなみに昨日の対応件数は79件で、平均の対応時間は6分35秒、最大の待ち時間は8分で、平均的な待ち時間は34秒だったと。6月から実は電話回線数も倍に増やしております。待機しているそのスタッフも倍になっております。

ということで、電話は非常に、今、つながりやすい状態になっているということと、高齢者の場合は最初の予約が済めば次は3週間後という形の予約になっていくわけですが、その部分はワクチンの供給量と併せて、もう枠をしっかりと用意しております。ということで、そもそも埋まっていくわけですね。

ということで、太宰府市さんが、今、非常につながりにくい、やり方が分からない、どうしていいかという話は、もう実は宇美町は通り過ぎていまして、これからは一般の方の受付の仕方をどのようにしていくのか、やり方をどうしていくのかというところが一番クローズアップされております。

したがいまして、今から例えば子どもたちに教えて高齢者のためにというのは、もう作業的にはないというところですよ。もう電話で十分、今、足りております。そういう状況であるということをお理解していただけたらと思います。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） ほかにありませんか。5番、入江議員。

○5番（入江政行君） 事業一覧の5ページ、ブロック塀等撤去費補助金というのが掲載されております。今、宇美町において、このブロック塀が危険な箇所が何箇所あって、今後どういう対策、対応をされるのかをお聞きしたいんですけど。よろしくをお願いします。

○議長（古賀ひろ子君） 藤木危機管理課長。

○危機管理課長（藤木義和君） お答えをいたします。

今回のこのブロック塀の補助というのは、まず個人の住宅ブロック塀に対する補助でございます。これに対する補助でございます、宇美町全体というところになりますと、通学路でいけば学校教育課のほうが、そういったところを常時点検されております。町全体でいきますと、やはり地域防災計画に定められた急傾斜、土砂災害、土砂災害警戒区域もしくは土砂災害特別警戒区域、こういった部分が該当いたしますので、それはもう地域防災計画として数は把握しておるところでございます。

○議長（古賀ひろ子君） ほかにありませんか。1番、丸山議員。

○1番（丸山康夫君） 事業一覧の中で4ページになるんですけど、原田地区の新田原地区の狭あい道路用地購入なんですけど、具体的にどの部分の用地が、買うとおっしゃっているのかなと。今、工事をしているところから上のほうは、原田緑地と言うんですか、あれは町有地だと思うん

ですけど、それ以外にどの部分の用地を購入しようとお考えになっているのか。名前は言わなくて結構です。場所を言っただけならばと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（古賀ひろ子君） 安川都市整備課長。

○都市整備課長（安川忠行君） 失礼します。今、ガス屋さんの裏のほうの工事をしていますけど、県道のほうから新田原線に上がっていきまして、その道沿いですね。今、工事をしているところのちょっと上というところになります。設計を今からちょっとしますものであれですけど、40平米ぐらいになろうかなというところで見えております。

○議長（古賀ひろ子君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） ないようです。質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 討論なしと認めます。

これから、議案第31号 令和3年度宇美町一般会計補正予算（第3号）を採決いたします。  
本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子君） 起立全員であります。したがって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第9 発議第3号

○議長（古賀ひろ子君） 日程第9、発議第3号 薬物乱用防止に関する決議の提出についてを議題といたします。

趣旨説明を求めます。11番、飛賀議員。

○11番（飛賀貴夫君） 発議第3号 薬物乱用防止に関する決議の提出について。

上記、議案を別紙のとおり、宇美町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。令和3年6月3日、宇美町議会議長古賀ひろ子殿。提出者、宇美町議会議員、飛賀貴夫。賛成者、白水英至、脇田義政、黒川悟、吉原秀信、藤木泰。

提案理由ですが、警察庁は2020年大麻事件の摘発者数が過去最高を更新したと発表した。その半数以上が10代及び20代の若年層で、覚醒剤、大麻、危険ドラッグなど薬物の乱用が深刻な問題となっている。

また、現職の宇美町議会議員であった者が、大麻取締法違反で逮捕、有罪判決を受けた事件を議会として重く受け止め、再び信頼を損ねることがないように宇美町議会は、薬物乱用防止を強く

呼びかけ、関係機関、団体との連携を強化し、宇美町が一丸となって薬物乱用防止に向けて全力を挙げ取り組むために決議するものである。これが提案理由であります。

次のページの決議書を朗読しまして、趣旨説明とさせていただきます。

薬物乱用防止に関する決議。今日、覚醒剤、大麻、危険ドラッグなどの薬物の乱用が深刻な社会問題となっており、これらの薬物は一度でも手を出すと、自分の意志では止めることが極めて難しく、自らの体や心をむしばむだけではなく、家族や周りの人々の人生をも取り返しのつかないものにしてしまうため、絶対に使用してはいけません。

警察庁は、2020年の大麻事件の摘発数が前年度比713人増の5,034人で過去最高を更新したと発表し、7年連続で増加の一途をたどり、その半数以上が10代及び20代の若年層で深刻な問題となっている。さきに起きた当時現職の宇美町議会議員であった者が、大麻取締法違反、譲渡で逮捕、有罪判決を受けた事件により、宇美町の名前が不名誉な形で全国に知れ渡ることとなり、町議会として町民の皆様、沖縄県民の皆様に変更して深くお詫びを申し上げます。

現職の町議が大麻取締法違反で逮捕されたということだけでも重大な問題であるとともに、沖縄県の高校生の間で広まっている大麻流通に関与した事実は、沖縄県民の皆様、宇美町町民の皆様に対する最大の裏切り行為であり、本人は既に辞職したとはいえ、同じ職責を担っている私たち議会議員として情けなく、強い憤りを感じております。

覚醒剤、大麻、危険ドラッグ等の薬物の魔の手が、私たちの身近な社会にも浸透していることを思い知らされた衝撃的な事件で、この事件を議会として重く受け止め、再び信頼を損ねることのないよう改めて自らを厳しく律し、宇美町議会議員一同が信頼回復に全力で努め、このような事件を二度と繰り返さないために、私たち一人一人が薬物乱用問題に対する認識を高め、家庭や職場、さらには地域が一体となって、「ダメ。ゼッタイ。」「薬物乱用は絶対にしない・させない・許さない」という強い意志を示さなくてはなりません。

よって、宇美町議会は、薬物乱用の防止を強く呼びかけるとともに、関係機関、団体との連携を強化し、宇美町が一丸となって、薬物乱用防止に向け全力を挙げて取り組むことを、ここに宣言します。

以上、説明を終わりますが、御賛同いただきますようお願いしまして、趣旨説明を終わります。

○議長（古賀ひろ子君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

1番、丸山議員。

○1番（丸山康夫君） この薬物乱用防止に関する決議は、私は大賛成です。本当に思い立っていただけてありがたいと思っているところでございます。私たちはこの決意を、やはり広く示していくことは本当に大事ですし、やっぱりメッセージをしっかりと発信していく。大変重要なことであるというふうに思っております。この決議書の一番下のところに書いてあります、関係機関、

団体との連携を強化しと。どのような関係機関と、あるいはどのような団体とどのように連携を考えておられるのか、あと、このメッセージの発信の方法、どのようなメッセージをどのようにして発信していくと非常に効果的であるのか、その辺のお考えがございましたらお示しいただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子君） 飛賀議員。

○11番（飛賀貴夫君） 福岡県では、「ダメ。ゼッタイ。」普及運動を毎年6月下旬から7月の中旬まで実施予定しており、街頭キャンペーンや地域団体キャンペーンを行う予定としておりますが、当町議会としては、この決議が採択されたならば、議長と協議の上、7月1日の社会を明るくする運動街頭キャンペーンに併せて「ダメ。ゼッタイ。」街頭啓発キャンペーンを感染防止対策を講じながらJR宇美駅前周辺や宇美中学校正門、裏門周辺、役場や西鉄上宇美バス停周辺で啓発資材やリーフレットを参加可能な議員で配布する予定としているところであります。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） ありがとうございます。ぜひ協力はしたいなと思っております。よろしくをお願いします。

あと、団体なんですけれども、宇美町にはいろんな青少年団体がありますけれども、そういった団体との連携であったり、そういった団体の、例えば理事会とか、役員会とか、そういったところで啓発のチラシとか、パンフレットとか、一緒に配布できるような体制ができるとまた広まっていくんじゃないかなと思いますけど、どうお考えでしょうか、お願いします。

○議長（古賀ひろ子君） 飛賀議員。

○11番（飛賀貴夫君） この件に関しては、所管である健康福祉課と協議をしながら各種団体等に啓発ポスターまたは啓発パンフレット等を配布して御協力を願おうと思っておりますのでございます。

○議長（古賀ひろ子君） ほかにはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） ないようです。質疑を終結します。

飛賀議員、議席に戻ってください。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 討論なしと認めます。

これから、発議第3号 薬物乱用防止に関する決議の提出についてを採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕



○議長（古賀ひろ子君） 起立全員であります。したがって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第10. 発議第4号

○議長（古賀ひろ子君） 日程第10、発議第4号 新型コロナウイルス感染症と闘う医療従事者等に対し敬意と感謝の意を表する決議の提出についてを議題といたします。

趣旨説明を求めます。13番、南里議員。

○13番（南里正秀君） 発議第4号 新型コロナウイルス感染症と闘う医療従事者等に対し敬意と感謝の意を表する決議の提出について。

上記の議案を別紙のとおり宇美町議会会議規則第14条第3項の規定により提出する。

令和3年6月3日。

宇美町議会議長、古賀ひろ子殿。

提出者、議会運営委員会委員長、南里正秀。

それでは、別紙決議書を読み上げさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症と闘う医療従事者等に対し敬意と感謝の意を表する決議。

新型コロナウイルス感染症が世界中で猛威を振るう中、我が国では令和2年4月7日に改正新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法に基づく初の緊急事態宣言が発令され、人々の生活や経済活動は大きく制約を受けている。

本県においてもこれまでの国の緊急事態宣言の発令を受け、県民生活はもとより、特に検査、医療、救急搬送の現場はこれまで経験したことのない危機に直面している。

全国的に、特に医療従事者がいわれなき偏見や差別を受けているとの不本意な報道がある中、本県において感染者数が減少傾向に向かっているのは、感染リスクにさらされながら緊張が続く現場での医療従事者の方々の自らの危険を顧みぬ献身的な努力によるものである。

よって、本町議会は医療従事者をはじめ新型コロナウイルス対策に携わっている全ての人々に対し、最大限の敬意と感謝の意を表するとともに、その活動を全面的に力強く支える議会活動を展開していく。

以上、決議する。

この決議は福岡県町村議会議長会の要請を受け、4月26日の議会運営委員会で決定したものであります。

以上、御審議の上、御賛同いただきますようお願いを申し上げます。趣旨説明を終わります。

○議長（古賀ひろ子君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） ないようです。質疑を終結します。

南里議員、議席に戻ってください。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 討論なしと認めます。

これから、発議第4号 新型コロナウイルス感染症と闘う医療従事者等に対し敬意と感謝の意を表する決議の提出についてを採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子君） 起立全員であります。したがって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（古賀ひろ子君） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会することにいたしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 本日はこれで散会いたします。

○議会事務局長（安川茂伸君） 起立願います。礼。お疲れさまでした。

11時58分散会

---